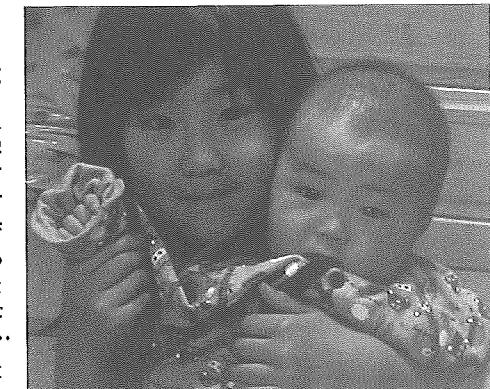


そのとき、裁判官は…!
あり得ない! 証拠のフロッピーを
検察が紛失させ、別の証拠品をねつ造!

本誌既報「鈴村事件」 国賠訴訟開始!

取材・文○柳原三佳(ジャーナリスト)

シリーズ
交通裁判



弟を抱く故・鈴村幸子ちゃん

8年前、小学一年生だった長女を交通事故で亡くした東京都の夫婦が、東京都と国を相手取って国家賠償訴訟を提起した。その第一回目の裁判が、東京地方裁判所立川支部(市村弘裁判長)で開かれた。死人に口なしの『冤罪』を愛娘になすりつけられ、警察と検察の『ずさんな検査』と対応に傷つけられたと憤る原告側。それに対し、明らかに虚偽の抗弁まで行う國側。その姿勢に裁判官がどうた異例の対応とは……。

起こせる人はほとんどいないのが現実だ。

そんな中、鈴村さん夫妻は阿部事件の遺族とも連絡を取り合いながら、長い時間をかけて悩んだ末に、この事件の問題点を理解してくれる弁護士と出会い、今回の提訴を決めた。警察、検察の対応あまりにずさんであったことは言うまでもないが、本件では裏付ける物的証拠がいくつか残されていたからだ。

弁護士(左)と共に記者会見に応じる鈴村夫妻



たつた青梅署の警察官ら及び上記各検察庁支部の検察官らは、本件被疑事件につき本来なされるべき証拠の収集保全を適切に行わず、根拠のない憶測に基づいて事実関係を把握したうえ、加害者(※実際には被疑者名)を不起訴としたものである。そして、その捜査過程においては、このようないふての偏見と不正の行為を犯すことは、訴状の中に以下のように記載されている。

（3条1項）等に基づき、犯罪捜査の過程において、捜査機関により、その尊厳が尊重され、適切に扱われるとの保障を受けうる権利が存する。

本件訴訟は、本件被疑事件の捜査過程において、ことさらに犯罪被害者としての原告の尊厳を傷つけ、原告らの尊厳を傷つけ、原告らの適切に扱われる権利・利益を著しく侵害する数々の行為を行った捜査官らの責任を問おうとするものである。

判(5)で取り上げた鈴村事件。このときのタイトルは、『ずさんな警察捜査、デタラメな検察の対応…このまま真実は闇に葬られてしまうのか』といふものだったが、事件発生から8年経つた今も、遺族は国賠訴訟まで起こして今も闘いを続けている。

鈴村さんと同様、警察や検察を訴えたいと思っている被害者や遺族はどれほど大勢いることだろう。

本誌既報の『阿部事件』(2009年6月号)では、死亡した被害者側の信号の色が、青から突然赤に変わったとして、家族が捜査機関に説明を求めたが、説明のないまま一蹴。現在、被害者の両親は弁護士をつけている。しかし、こうしたケースは極めてまれで、国や都道府県を相手に訴訟まで

09年6月号では、死亡した被害者側の信号の色が、青から突然赤に変わったとして、遺族が捜査機関に説明を求めたが、説明のないまま一蹴。現在、被害者の両親は弁護士をつけずに本人訴訟で国賠訴訟を起している。しかし、こうしたケースは極めてまれで、国や都道府県を相手に訴訟まで

中には飛行機を使い、自宅から8時間もかけて遠く北海道から駆けつけた夫婦の姿もあった。彼らも鈴村夫妻と一緒に交通事故で娘を失い、警察や検察の『ずさんな検査』と対応に傷つけられたと憤る原告側。それに対し、明らかに虚偽の抗弁まで行う國側。その姿勢に裁判官がどうた異例の対応とは……。

まもなく、3人の裁判官が入廷し、第一回目の弁論手続きが始まった。

まず行われたのは、証拠の提出。原告である鈴村さんの

代理人弁護士が、裁判官に数冊の雑誌を証拠として手渡したのだ。どことなく表紙に見憶えのあるそれらは、過去に私がこの事件について執筆した『冤罪ファイル』ほか、『週刊朝日』『週刊現代』『ミスター・バイク』等の雑誌原本だった。2009年12月号の本誌連載「シリーズザ・交通事故裁判」(シリーズザ・交通事故裁判)にて。

2012年10月24日。この日私は「鈴村事件国賠訴訟」を傍聴するため、東京地裁立川支部を訪れていた。

裁判支援に駆けつけた人々がすでに集まっている。中には飛行機を使い、自宅から8時間もかけて遠く北海道から駆けつけた夫婦の姿もあった。彼らも鈴村夫妻と一緒に交通事故で娘を失い、警察や検察の『ずさんな検査』と対応に傷つけられたと憤る原告側だ。

まもなく、3人の裁判官が入廷し、第一回目の弁論手続きが始まった。

まず行われたのは、証拠の提出。原告である鈴村さんの

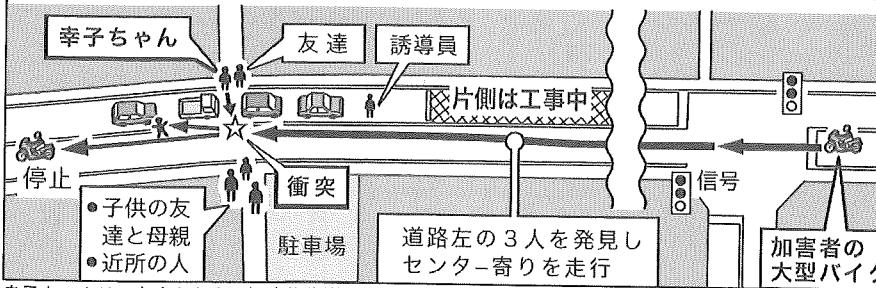
訴状の中では検察の『行為』について、以下のよう具体的に記されていた。

「本件における検察官の行為のうち、とりわけ看過できないのは、担当検察官が、原告訴訟を行った結果の成果物であるビデオテープやフロッピーディスクを紛失している

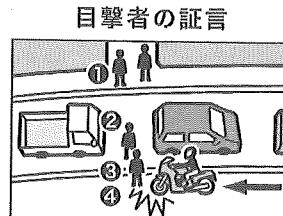
犯罪被害者には、憲法上の人格権(13条)、犯罪被害者等基本法上の「個人の尊厳にふさわしい待遇を保障される権利」

小1女児死亡事故の現場見取り図

加害者(大型バイク)は、工事中の片側車線を急加速し(推定70~80km/h)、センターライン寄りを走行したため、反対車線から歩いて道路を横断しようとした小学1年生の幸子ちゃんを跳ね飛ばす。その後、バイクは転倒もせずに停止。



幸子ちゃんは、友人とともに旧青梅街道を横断しようとしていた。現場交差点付近はこの日、工事区間で片側通行だったため、警備員が誘導を行っていた。まず、友達のBちゃんと母親が誘導に従い横断。幸子ちゃんも続いて横断を開始し、いったんセンターライン付近で止まって道路の状況を確認した。そして少し歩き始めたとき、工事区間にてもかわらざなりのスピードで加速してきた大型バイクが衝突し、幸子ちゃんの姿は一瞬で目の前から消えたという。



- ①幸子ちゃんが歩き出
 - ②一度止まる。近づく。
イクとの距離は十分
 - ③ゆっくり歩き出す
 - ④直後にバイクが急接
して衝突

赤に染まつた涙を流しながら、亡くなりました。

何かおかしいぞ、」と感じたのでした。

すると、町田主任から思わず返答があつたのです。

原告らの尊厳を傷つけ、検察官らの各行為は、ことさら原告訴訟の原告らの尊厳を傷つけ、検査において適切に扱われる権利・利益を著しく侵害する行為であるから、被告国は国家賠償責任を負う。』

実は、国賠訴訟の第一回目だったこの日、法廷は書類の交換程度であつさり終わるものだと、傍聴に駆けつけた誰もがそう思っていた。

ところが、書類や証拠の提出が終ると、突然、裁判長

れ、みだりに廃棄されないと
いう検査官との事実上の合意
に沿つて適正に取り扱われる
べきことは、原告の人格権の
内容とも言える法律上保護さ
れた利益であるとされている
(神戸地裁平成15年10月29日判決・
判例時報1-844号111頁)。

事故が起つたのは、2000・ 父親の鈴村健二

4年10月22日午後3時ごろ。

以上の次第で、ゴーデオティー

いう検査官との事実上の合意に沿つて適正に取り扱われるべきことは、原告の人格権の内容とも言える法律上保護された利益であるとされている（神戸地裁平成15年10月29日判決・別添専報1844号111頁）。

自らが東京都と国の代理人に対し、具体的な質問を矢継ぎ早に突き付け始めたのだ。

それは、裁判終了後、弁護士の口からも「異例」という

コメントが飛び出すほどの出来事だったが、その模様をレポートする前に、まずは本件の概要を振り返ってみたい。

た言葉にならないあの叫び
声が、今も私の脳裏から片時
も離れません。

4年10月22日午後3時ごろ。現場は東京都青梅市の旧青梅街道と細い路地が交差する、信号のない小さな交差点だった。幸子ちゃん（当時7歳）は、友だちとともに旧青梅街道を横断しようとしていた。そのとき、工事区間にもかかわらずかなりのスピードで加速してきた大型バイクに衝突され、幸子ちゃんの姿は一瞬で友だちの目の前から消えたのだ。

この日、現場で何が起こり、その後、警察や検察はどのような対応をしたのか……。

回の法廷で行つた「意見陳述」から、この事件の概要を振り返つてみたい。

ました。そして着くなり「事故原因は娘さんの飛び出しだけです。バイクは回避不可能でした」と言われました。その内容は一緒にいた保護者の方から聞いた説明とは違いましたので、私たちには、「よく調べなおしてください。目撃者の氏名、連絡先を教えますから」と言いましたが、町田主任は何も言わずに立ち去りました。

回の法廷で行つた「意見陳述」から、この事件の概要を振り返つてみたい。

原告・鈴村氏の意見陳述より

10月22日、この日偶然仕事が休みだった私は、娘・幸子の事故の一報を受けて、すぐさま病院に駆けつけました。そこには、酸素吸入を受け、もがき苦しむ娘の姿がありました。内臓破裂、左足骨折、左目と脳に損傷……、医師からは出血性ショックでかなり危険な状態だと告げられました。

ましたが、事故翌日、血で真っ赤に染まつた涙を流しながら、亡くなりました。

「このままでは娘の事故は誤ったかたちで処理されてしまう」そう思った私は、葬儀後、気持ちを奮い立たせて青梅警察署へと向かいました。そして、町田主任と安井担当に、事故現場に居合わせた保護者の方からいただいた『事故状況を記録した手紙』を見せ、事故を目撃した方々の立ち会いの上で現場検査や調書の作成を頼みました。

すると、町田主任から思わず返答があつたのです。

「子どもの証言は判例で採用されないことになつてゐるから無理だよ」

「保護者のお母さんだから思はれるものだから嫌がると思うよ」

ました。そして着くなり「事故原因は娘さんの飛び出しだす。バイクは回避不可能でした」と言わされました。その内容は一緒にいた保護者の方から聞いた説明とは違いましたので、私たちは、「よく調べなおしてください。目撃者の氏名、連絡先を教えますから」と言いましたが、町田主任は何も言わず立ち去りました。

娘は1時間後には心臓が3回停止。それでも、なんとか蘇生し、午後5時頃から内臓摘出のための緊急手術を受けました。

別の日にも、子どもと保護者の立ち会いによる現場検証を依頼しましたが、町田主任は大声で「娘さん不利になっちゃうよ!」警察は娘さんが有利になるように、こんなにやっているのに、そんな調書どると娘さんの過失割合が不利になつちやうよ!と机を何度も叩きながら私を怒鳴りつけたのです。本当にショックでした。テレビドラマさながらの、まさに『容疑者』扱いでした。

数日前に娘を失つて、空気を吸つているだけでも辛い状態で、逆に私が加害者のようになつた。私は、このような警察官の言動に大きなショックを受けました。

その後、交通捜査課の課長は、バイクのスピード鑑定を

書の中では、被疑者氏名は加害者の名前ではなく、なんと娘の父親である私の名前にうり二つの「鈴村健一」となつていたのです。(右ページ下)
瞬間、声をあげ、怒りに震えました。また、翌日には私が検察に提出した証拠品が郵送で返却されできましたが、フロッピーディスクの色が黒から黃色に変わっていたので、内容

まつたく別の事件の破損し
スクーターやヘルメットの
真(右)が入っていました。
が提出したビデオテープと
ロッピーディスクは、検察
紛失してしまったのです。
このことに関し、後日、
警察に連絡を入れるも、電
に出た事務官からは訂正や
罪は一切ありませんでした。

行うと約束したのですが、結局その約束は実行されませんでした。しかも、警察は娘は飛び出していないと言つて、目撃者を威圧して、「飛び出し」という筋書きに沿うような調書を無理矢理とするなど、なんでもないことをしていたのです。



事故理

檢察であれば、警察

的な不�検査を厳しく断じてくれるのであろうと自分に言いきかせ、望みを検察に託しましたが、その思いもズタズタに切り裂かれました。

担当した多田副検事は、終始警察擁護にまわり、「警察が飛び出しだと証言をしている」第二目撃者は、「公務員だから嘘など絶対つかない」、「スピー

報を次々と私たちに伝えてきました。

それだけでなく、多田副検事は、娘の飛び出しと加害者の不起訴を了解するかのように文面が記載された調書に署名をするよう、険しい表情で私に迫ってきました。

そして、このように言つて

「私は鈴村さんの気持ちがよくわかります。私にも子どもがいます。法律が許すぎりぎりのところまで、私は今後加害者をいたぶり続けます。約束します」

ところが、そんな約束も反故にされ、その後、加害者を不起訴にしたとの通知が届き

部長は、非常に横柄な態度で、私たちが話すことを調書にと
ろうとせず、娘の飛び出しだ
ということを記載しようとした。

私は、子どものころから警
察に対し絶大な信頼を寄せ

落ちました。

様式第1
金印
検察から送られてきた不起訴の通知書。なんと被疑者の名が鈴村さんの名に……

私は『眞実を知る手段はもう民事裁判しか残されていない』との思いで、加害者を相手どり民事裁判を起こしました。

裁判では、事故現場に居合わせた方々に「子供の飛び出しではなかつた」「警察、検察に誘導され自分の意思に反する証言をさせられた」「実況見分調書の現場見取図に記載された衝突地点やバイクの停止位置は事実とは違う」という証言をしていただきました。

そして、提訴から2年後の2008年1月、東京地裁八王子支部(当時)は、警察や檢

た民事判決の内容を
余は再び私たちに「再
ます」と明言しまし
ろが、またしても見
けの再捜査をして、
再度不起訴としてし
です。

「お詫びの環境見取図に記載された衝突地点やバイクの停止位置は事実とは違う」という証言をしていただきました。

そして、提訴から2年後の2008年1月、東京地裁八王子支部(当時)は、警察や検察の捜査結果を真っ向から否定し、加害者の過失を九割と認定。判決では、警察が作成した実況見分調書の信用性は否定され、娘の飛び出しでは

私は恐ろしくなるのと同時に検査のおこりのよつなものを感じました。

消えたフロッピードライブとビデオと上申書

検察が犯したミスはそれだけではなかった。フロッピーディスクとともに送られてきた10月31日付の書面（下）も酷いものだった。「ありがとうございました」という、

およそ公文書とは思えない誤字には思わず失笑してしまった

が、さらに深刻なのは、「同封の『前略、平成17年8月11日の』で始まる文書は、同封の写真とともに記録に編綴させてもらいました」という記述だ。

たしかに、鈴村さんはこの年6月、現場見取り図とともに3名の目撃者が書いた「上申書」も提出していた。ところが、検察が「編綴した」という文書の日付は、「上申書」のそれとは合致していなかったのだ。つまり、鈴村さんが提出したフロッピーディスクも上申書も、まつ

たく別の事件のものにすり変わっていたということになる。ここまでくると、ただのミスでは済まされない。

一連の文書を受け取った直

被告側の反論を追及した裁判官

鈴村さん夫妻は、警察・検察によるこうした数々の不法行為に対して国賠訴訟を起こしたわけだが、提訴後、被告側から送られてきた準備書面を見たときには、怒りを通り越し、あきらめにも近い感情が込み上げてきたという。

そこには、鈴村さんの「体験」はまったく異なる検察や警察側の主張、つまり、鈴村さんからすれば、「虚偽」以外の何物でもないストーリーが書き連ねてあったからだ。

ビデオテープもフロッピーも、鈴村さんから提出はなかつた？

〈原告健二が、平成17年5月13日の多田検察官による取り調べ〉

実際に、本件被疑事件の事故現場の状況等を撮影したビデオテープを持参したことは不知。原告健二が同取り調べ時に多田検察官に同ビデオテープを提出したことは否認し、その

余は認める。〉

つまり、検察側はビデオテープは受け取っていないと主張してきたのだ。これに対し、鈴村さんはこう反論する。

「私はあの日、自分の母親とともに検察庁に出向き、多田副検事と一緒に、検察庁でV

後、鈴村さんは検察庁に抗議をしたが、いまだに訂正文も届かず、検察庁に提出したフロッピーディスクもビデオテープも上申書とともに行方不明のままだという。

ごく一部分だが検察の主張から抜き出してみたいと思う。
別事件のフロッピーとともに検察から送ってきた文書の中身もでたらめだった
原告健二が同取り調べ時に多田副検事と一緒に、検察庁でV

平成17年8月25日に鈴村さんから郵送していただいた、フロッピーディスクを返せました。
ありがとうございます。
左記の「前略、平成17年8月11日の」で始まる文書は、同封の写真と共に封筒に捺印させてもらいました。

H.S.のビデオを再生して見ました。そして、そのビデオをそのまま提出したのです。そのことは母もはつきりと記憶しています。それなのに、国は、ビデオテープを提出したことすら「否認」するのでしょうか？どこまで嘘をつけば気が済むのでしょうか？

さらに、検察側は、フロッピーディスクについても、準備書面の中でこう主張していました。

さて、ここで話を2012年10月24日、国賠訴訟第一回目の法廷に戻そう。

原告側代理人から提出書類を受け取った市村弘裁判長は、そ

の手続きが終わるやいなや、突然、被告である国と東京都の代理人に対して、次々と厳しい質疑事件とは無関係の文書であること、本件被疑事件の不起訴記録に同文書が編綴されたこと、本件送付通知書に「平成17年8月25日に鈴村さんから郵送していただいたフ

「準備書面の8ページには、○さん（目撃者）の存在と、（この目撲者が）供述したことは認めると、書いてあります。○さんの供述を調書に残さなかつたのはどうしてなんでしょうか？」

裁判官から指摘を受けた警察

との記載があること、本件送付通知書に「ありがとうございます」というごぞいました」との誤記があることは認め、原告らが平成17年6月27日に多田検察官に対しフロッピーディスクを送付しました。

たのはどうしてなんでしょう？ 警察は子供の証言能力を否定するような言ひ方をしたのかどうなのか、もししたのなら、どういう理由で証言能力がないと説明したのですか？ 子供さんの証言能力を否定するよ

うでなかつたのなら、なぜ本件の場合は、必要がないと考えるに至つたのか、次回以降で結構でしうね、お答えいただけますか？」

裁判官が指摘する通り、鈴村さんに黄色いフロッピーが返送されてきたとき、封筒の中に同封されていた文書には、たしかに『平成17年8月25日に鈴村さんから郵送していただいたフロッピーディスクを返送いたします』と書かれていた。

（申第30号証の通知文書に記載の「前略、平成17年8月11日の」で始まる文書が本件被疑事件とは無関係の文書であること、本件送付通知書に「平成17年8月25日に鈴村さんから郵送していただいたフ

る」という記述だ。）

（東京都）の代理人は、「この件は時効だと考えます」とぼそぼそとした声で答えるのみだ。

次に、裁判長の質問は、国（検察側）にも向けられた。

「フロッピーディスクの問題ですが、国側はフロッピーそのものを送付された事実がないと主張されています。が、多田副検事が鈴村さんに送付されたものを見る限り、いつたい被告側は、原告に何を返したのですかね？ そもそも、検察庁で証拠などを預かる場合、文書や記録が残るはずですが、そのためいかがですか？」

裁判官が指摘する通り、鈴村さんに黄色いフロッピーが返送されてきたとき、封筒の中に同封されていた文書には、たしかに『平成17年8月25日に鈴村さんから郵送していただいたフロッピーディスクを返送いたします』と書かれていた。

本件の捜査の過程において、
私たちは、捜査機関によつて再
三あしらわれ、ないがしろにさ
れ、脅かされました。

裁判所には、ぜひとも公正なご判断をいただけますように、よろしくお願ひいたします。」

「犯罪被害者基本法」

(被害者等に対する配慮)

第十条の二 捜査を行うに当たつては、被害者又はその親族（以下この節において「被害者等」という。）の心情を理解し、その人格を尊重しなければならない。

2 捜査を行うに当たつては、被害者等の取調べにふさわしい場所の利用その他の被害者等にできる限り不安又は迷惑を覚えさせないようにするための措置を講じなければならない。

(被害者等に対する通知)

第十条の三 捜査を行うに当たつては、被害者等に対し、
刑事手続の概要を説明するとともに、当該事件の捜査の経
過その他被害者等の救済又は不安の解消に資すると認めら
れる事項を通知しなければならない。ただし、捜査その他の
警察の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の
名誉その他の権利を不当に侵害するおそれのある場合は、
この限りでない。

裁判官による被告側への異例の追及の後、法廷で意見陳述の時間を与えられた鈴村さんは、最後に捜査機関への不信感と遺族としての思いについて、目の前で訴えました。しかし、が、亡くなつた娘にならぬ生き方はしたくありません。公正な捜査を望む者であつても被害者と同じです。しかしながら

期日は2013年1月16日(水)午前10時から東京地裁立川支部で開かれる。

裁判長の追及はさらに続いた。
「検察は不起訴になつた理由について、遺族に答えられないと言つたそ�ですが、犯罪被害者基本法10条の2と3を見る」と、被害者等に対し捜査の経過を通知するという記載があります。被害者等ということとは、遺族も当てはまると思うのですが、死亡した被害者の両親が聞いているのに、どうして開示できないのか？ そのあたり、犯罪被害者基本法10条の2と3を

警察が捜査を行い、すべての事情聴取など必要な捜査を行って、検察官に送致されます。そして、検察官は、犯人や参考人の集めた証拠を検討した上で、起訴するか不起訴にするかを決定します。犯罪によって傷ついた被害者の方に対しても適切なサポートが必要な場合が少なくありません。検察庁では、被害者の方からの相談に応じたり、事件の処分結果をお知らせするなど、被害者の方の保護と支援に努力しています。

ての供述をしたのにもかかわらず、調書化しなったのはなぜで、作成された図面が存在しないのですか？

長から鋭い指摘を受けた被告席側の7人の代理人たちは皆、戸惑いの表情を浮かべているように見えた。

鈴村さんの代理人である長尾宣行弁護士は、この日の裁判を報じた新聞記事の中で、こうコメントしていた。

「第一回目の弁論で裁判官がここまで踏み込んだ発言をするのは異例で、実際に踏み込んで解明しようとする姿勢がうかがえました」

「郵送」という文字と日付まで入れておきながら、今になつ

踏まえた上で次回までに明らかにしてください」

は、交通事故捜査そもそもものあり方だった。

反論なりの答弁書を提出していく
ださい」